

令和5年度決算に基づく

健全化判断比率審査

意見書

資金不足比率審査

千葉県監査委員

監査調第169号

令和6年9月5日

千葉県知事 熊谷俊人様

千葉県監査委員 小倉 明

千葉県監査委員 川口 明浩

千葉県監査委員 伊藤 昌弘

千葉県監査委員 小池 正昭

令和5年度決算に基づく健全化判断比率審査及び資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年8月16日付け財第143号をもって審査に付された令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、次のとおり意見書を提出します。

健全化判断比率审查意见书

令和5年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象

令和5年度の千葉県一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算に基づく、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

第2 審査の着眼点と実施内容

健全化判断比率審査に当たっては、

- 1 法令等に照らし健全化判断比率の算出過程に誤りはないか。
- 2 法令等に基づき適切な算定要素が健全化判断比率の算定に用いられているか。
- 3 公正な判断のもと健全化判断比率の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。

などを主眼に、知事から提出された算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書等関係資料を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取し、慎重に審査を実施した。

第3 審査の結果

審査に付された下記健全化判断比率については適正に算定されており、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

記

健全化判断比率	令和5年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－ %	3.75 %	5.00 %
連結実質赤字比率	－ %	8.75 %	15.00 %
実質公債費比率	7.5 %	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	106.5 %	400.0 %	

健全化判断比率はいずれも早期健全化基準を下回っている。

健全化判断比率の算定根拠

1 実質赤字比率（参考資料（参考1）参照）

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率（一般会計等の赤字の程度を示す指標）

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額（△14,841,318千円）}}{\text{標準財政規模（1,147,566,348千円）}} \text{（—％）}$$

※1 標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額である。

※2 実質赤字額が負の値（実質収支が黒字）であるため、実質赤字比率は算定されない。

2 連結実質赤字比率（参考資料（参考1）参照）

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率（公営企業会計を含む県の全会計を対象とした県全体の赤字の程度を示す指標）

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額（△218,622,534千円）}}{\text{標準財政規模（1,147,566,348千円）}} \text{（—％）}$$

※ 連結実質赤字額が負の値（連結実質収支が黒字）であるため、連結実質赤字比率は算定されない。

3 実質公債費比率（参考資料（参考2）参照）

一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模を基本とした額に対する比率（一般会計等が負担する公債費だけでなく、公営企業債の償還金への繰出金も含めた実質的な公債費等がどの程度の財政負担となっているかを示す指標）

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{一般会計等が負担する元利償還金など（75,986,249千円）}}{\text{標準財政規模を基本とした額（1,007,804,803千円）}} \text{（7.53978％）}$$

※1 実質公債費比率は、3か年平均で算定される。上表では、令和5年度の比率7.53978%が算定され、令和4年度の比率7.92324%と、令和3年度の比率7.31429%との3か年平均7.5%が算定される。

※2 分子の「一般会計等が負担する元利償還金など」の内訳は、
（地方債の元利償還金(77,837,474千円(特定財源6,188,890千円を控除済み)) + 準元利償還金(137,910,320千円)) - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(139,761,545千円)

※3 分母の「標準財政規模を基本とした額」の内訳は、
標準財政規模(1,147,566,348千円) - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(139,761,545千円)

4 将来負担比率（参考資料（参考3、4）参照）

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率（将来の財政を圧迫する程度を示す指標）

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債（1,073,344,595千円）
将来負担比率 = $\frac{\hspace{10em}}{\hspace{10em}}$
(106.5%) 標準財政規模を基本とした額（1,007,804,803千円）

※1 分子の「一般会計等が将来負担すべき実質的な負債」の内訳は、
将来負担額(4,105,831,511千円)－充当可能基金額(1,130,692,126千円)－特定財
源見込額(37,706,525千円)－地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額
(1,864,088,265千円)

※2 分母の「標準財政規模を基本とした額」の内訳は、
標準財政規模(1,147,566,348千円)－元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需
要額算入額(139,761,545千円)

資 金 不 足 比 率 審 查 意 見 書

令和5年度決算に基づく資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

令和5年度の千葉県各公営企業会計の決算に基づく資金不足比率とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

第2 審査の着眼点と実施内容

資金不足比率審査に当たっては、

- 1 法令等に照らし資金不足比率の算出過程に誤りはないか。
- 2 法令等に基づき適切な算定要素が資金不足比率の算定に用いられているか。
- 3 公正な判断のもと資金不足比率の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。

などを主眼に、知事から提出された算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書等関係資料を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取し、慎重に審査を実施した。

第3 審査の結果

審査に付された下記資金不足比率については適正に算定されており、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

記

会計名	令和5年度	経営健全化基準
千葉県特別会計 港湾整備事業	— %	20.0 %
千葉県特別会計 工業団地整備事業	— %	20.0 %
千葉県特別会計 土地区画整理事業	— %	20.0 %
千葉県特別会計 上水道事業会計	— %	20.0 %
千葉県特別会計 工業用水道事業会計	— %	20.0 %
千葉県特別会計 造成土地管理事業会計	— %	20.0 %
千葉県特別会計 病院事業会計	— %	20.0 %
千葉県特別会計 流域下水道事業会計	— %	20.0 %

資金不足比率の算定根拠

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ※1 事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額
- ※2 事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額
- ※3 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、資本に相当する額及び負債に相当する額の合計額である。
- ※4 全ての会計で資金不足額がないため、資金不足比率は算定されない。
- ※5 資金不足比率の状況は、参考資料（参考5）に掲載。

1	港湾整備事業	資金の剰余額（ 2,543,571 千円）
	資金不足比率＝	事業の規模（ 870,298 千円）
	（ — ％）	
2	工業団地整備事業	資金の剰余額（ 5,620,148 千円）
	資金不足比率＝	事業の規模（ 5,672,958 千円）
	（ — ％）	
3	土地区画整理事業	資金の剰余額（ 0 千円）
	資金不足比率＝	事業の規模（ 36,351,800 千円）
	（ — ％）	
4	上水道事業会計	資金の剰余額（ 34,534,540 千円）
	資金不足比率＝	事業の規模（ 62,938,168 千円）
	（ — ％）	
5	工業用水道事業会計	資金の剰余額（ 37,015,647 千円）
	資金不足比率＝	事業の規模（ 11,134,918 千円）
	（ — ％）	
6	造成土地管理事業会計	資金の剰余額（ 106,369,732 千円）
	資金不足比率＝	事業の規模（ 649,031,993 千円）
	（ — ％）	
7	病院事業会計	資金の剰余額（ 2,411,038 千円）
	資金不足比率＝	事業の規模（ 41,803,052 千円）
	（ — ％）	
8	流域下水道事業会計	資金の剰余額（ 6,144,120 千円）
	資金不足比率＝	事業の規模（ 21,005,068 千円）
	（ — ％）	

参 考 资 料

(健全化判断比率等関連)

1 健全化判断比率について

(1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況

(単位:千円)

会 計 名		実質収支額			
		令和5年度	令和4年度	差引	
一 般 会 計 等	一 般 会 計	9,646,900	13,095,771	△ 3,448,871	
	一 般 会 計 等 に 属 す る 特 別 会 計	財政調整基金	0	0	0
		県債管理事業	0	0	0
		地方消費税清算	1,065,054	0	1,065,054
		自動車税証紙	411,936	272,987	138,949
		市町村振興資金	0	0	0
		母子父子寡婦福祉資金	48	49	△ 1
		心身障害者扶養年金事業	58	100	△ 42
		日本コンベンションセンター国際展示場事業	3,590,663	2,080,296	1,510,367
		小規模企業者等設備導入資金	83,479	117,245	△ 33,766
		就農支援資金	820	3,505	△ 2,685
		営林事業	39,698	9,509	30,189
		林業・木材産業改善資金	6	4	2
		沿岸漁業改善資金	536	601	△ 65
		奨学資金	2,120	2,389	△ 269
小 計		14,841,318	15,582,456	△ 741,138	
標準財政規模		1,147,566,348	1,118,595,845	28,970,503	
実質赤字比率(%)		△ 1.29	△ 1.39	0.10	

※実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率(%)」は負の値で表示される。

(単位:千円)

会 計 名		実質収支額		
		令和5年度	令和4年度	差引
の る ち の 一 会 特 公 特 般 計 別 営 別 会 会 会 計 業 計 等 以 に の 以 外 係 う 外	国民健康保険事業	9,142,420	9,412,782	△ 270,362

(単位:千円)

会 計 名		資金不足・剰余額			
		令和5年度	令和4年度	差引	
地 方 公 営 企 業 法 適 用 企 業	成 宅 事 地 業 造 以 外	上水道事業会計	34,534,540	24,341,096	10,193,444
		工業用水道事業会計	37,015,647	35,731,868	1,283,779
		病院事業会計	2,411,038	3,865,940	△ 1,454,902
		流域下水道事業会計	6,144,120	5,395,250	748,870
地 方 公 営 企 業 法 適 用 企 業	成 宅 事 地 業 造 以 外	造成土地管理事業会計	106,369,732	96,224,181	10,145,551
		港湾整備事業	2,543,571	2,630,476	△ 86,905
		工業団地整備事業	5,620,148	5,599,332	20,816
		土地区画整理事業	0	0	0
合 計		218,622,534	198,783,381	19,839,153	
標準財政規模		1,147,566,348	1,118,595,845	28,970,503	
連結実質赤字比率(%)		△ 19.05	△ 17.77	△ 1.28	

※連結実質収支が黒字である場合、「連結実質赤字比率(%)」は負の値で表示される。

(2) 実質公債費比率の状況

(単位:千円)

構成要素	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	R5年度とR4年度の差
分子 ①=②+③-④	75,986,249	77,633,927	73,560,162	78,574,327	△ 1,647,678
地方債の元利償還金 ②	77,837,474	79,018,873	74,356,178	74,086,090	△ 1,181,399
準元利償還金 ③	137,910,320	137,385,873	138,226,669	142,782,475	524,447
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額	131,479,896	131,023,172	131,838,452	135,410,397	456,724
公営企業債の償還財源に充当した一般会計等からの繰入金	4,410,381	4,112,687	3,896,886	4,431,441	297,694
上水道事業	0	0	48,838	104,428	0
病院事業	2,256,020	1,946,880	1,651,973	2,205,558	309,140
流域下水道事業	2,154,297	2,164,264	2,185,465	2,104,882	△ 9,967
土地区画整理事業	64	1,543	10,610	16,573	△ 1,479
組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金・補助金	0	0	0	0	0
公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出	2,018,183	2,249,513	2,491,037	2,939,501	△ 231,330
PFI事業に係るもの	340,402	337,594	333,879	332,547	2,808
国営土地改良事業並びに(独)森林総合研究所及び(独)水資源機構の行う事業に対する負担金	1,380,245	1,574,024	1,767,542	2,175,943	△ 193,779
地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の賃借料	0	0	0	0	0
利子補給に係るもの	297,536	337,895	389,616	431,011	△ 40,359
一時借入金の利子	1,860	501	294	1,136	1,359
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ④	139,761,545	138,770,819	139,022,685	138,294,238	990,726
分母 ⑤=⑥-⑦	1,007,804,803	979,825,026	1,005,705,243	942,257,826	27,979,777
標準財政規模 ⑥	1,147,566,348	1,118,595,845	1,144,727,928	1,080,552,064	28,970,503
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ⑦	139,761,545	138,770,819	139,022,685	138,294,238	990,726
実質公債費比率 ①/⑤	7.53978%	7.92324%	7.31429%	8.33894%	

令和5年度数値(令和3年度～令和5年度平均)	7.5%
令和4年度数値(令和2年度～令和4年度平均)	7.8%

(3) 将来負担比率の状況

(単位:千円)

構成要素	令和5年度	令和4年度	差引	備考
分子 ①=②-(⑪+⑫+⑬)	1,073,344,595	1,084,539,895	△ 11,195,300	
将来負担額 ②=③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩	4,105,831,511	4,159,780,628	△ 53,949,117	
一般会計等の年度末地方債現在高 ③	3,694,585,378	3,764,447,904	△ 69,862,526	
臨時財政対策債	1,886,607,659	1,941,353,135	△ 54,745,476	
建設地方債等	1,807,977,719	1,823,094,769	△ 15,117,050	
債務負担行為に基づく支出予定額 ④	16,731,946	18,127,701	△ 1,395,755	県が債務を負担する行為につき、その行為の内容として定めたもの
PFI事業に係るもの	5,755,379	6,884,892	△ 1,129,513	県警本部新庁舎建設等事業
国営土地改良事業に係るもの	6,870,898	7,825,716	△ 954,818	国営両総用水事業 ほか
森林総合研究所等が行う事業に係るもの	993,221	1,720,237	△ 727,016	安房南部地区農用地総合整備事業 ほか
依頼土地の買戻しに係るもの	3,112,448	1,696,856	1,415,592	土地開発公社への取得依頼土地の買戻しに要する経費
公営企業債の元金償還に充当する一般会計等からの負担等見込額 ⑤	62,469,389	56,914,925	5,554,464	地方債の償還に係る一般会計等からの繰入金
上水道事業	157,117	556,618	△ 399,501	
病院事業	36,027,507	30,530,068	5,497,439	
流域下水道事業	26,284,765	25,828,239	456,526	
組合等が起こした地方債の元金償還に充当する県からの負担等見込額 ⑥	0	0	0	一部事務組合が発行した地方債の償還に係る県の将来負担見込額
退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額) ⑦	324,362,784	311,987,802	12,374,982	年度末に全職員が自己都合退職したと仮定した場合の退職手当の支給予定額
設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額 ⑧	7,682,014	8,302,296	△ 620,282	公社、第三セクター等の負債等に係る一般会計等の将来負担額
千葉県道路公社	3,534,186	3,425,049	109,137	
千葉県土地開発公社	0	0	0	
千葉県信用保証協会	4,117,828	4,847,247	△ 729,419	損失補償実行率0.1%(県制度融資)
(公財)千葉県産業振興センター	0	0	0	設備貸与事業
千葉県漁業協同組合連合会	30,000	30,000	0	県漁連への短期貸付金(300,000千円)の10%を算入

構成要素	令和5年度	令和4年度	差引	備考
連結実質赤字額 ⑨	0	0	0	
組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額 ⑩	0	0	0	
充当可能基金額 ⑪	1,130,692,126	1,111,291,408	19,400,718	地方債の償還額等に充当可能な基金の残高
財政調整基金	98,696,561	95,494,396	3,202,165	
県債管理基金	803,543,261	790,923,670	12,619,591	
社会資本整備等推進基金	31,912,472	31,910,051	2,421	
災害復興・地域再生基金	49,009,861	49,008,416	1,445	
退職手当基金	7,000,000	0	7,000,000	
県有施設長寿命化等推進基金	126,188,449	130,908,614	△ 4,720,165	
地域医療介護総合確保基金	3,409,843	3,405,612	4,231	
社会福祉・医療施設整備等推進基金	2,838,084	2,153,984	684,100	
安心こども基金	8,087	9,152	△ 1,065	
心身障害者扶養年金基金	26,311	26,570	△ 259	
地域環境保全基金	158,795	173,199	△ 14,404	
中山間地域農村活性化基金	443,003	449,641	△ 6,638	
森林整備担い手対策及び市町村支援等推進基金	755,231	736,937	18,294	
県立学校チャレンジ応援基金	63,991	20,205	43,786	
警察本部庁舎等建設基金	4,238,177	4,984,701	△ 746,524	
土地開発基金	400,000	400,000	0	
美術品等取得基金	2,000,000	686,260	1,313,740	
特定財源見込額 ⑫	37,706,525	44,120,777	△ 6,414,252	地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額
地方債を財源とする貸付金の償還金	25,860,128	31,097,078	△ 5,236,950	常磐新線建設資金返納 ほか
公営住宅使用料等	9,916,397	11,093,699	△ 1,177,302	
土地開発公社に対する貸付金の償還金	1,930,000	1,930,000	0	
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 ⑬	1,864,088,265	1,919,828,548	△ 55,740,283	今後、地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される見込みの元利償還金等
分母 ⑭=⑮-⑯	1,007,804,803	979,825,026	27,979,777	
標準財政規模 ⑮	1,147,566,348	1,118,595,845	28,970,503	
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ⑯	139,761,545	138,770,819	990,726	
将来負担比率 ⑰/⑭	106.5%	110.6%	△ 4.1	

(4) 標準財政規模の状況

普通交付税、標準税収入額等の経常的な一般財源の規模。

(単位:千円)

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
標準税収入額等	869,856,987	839,312,107	715,008,773
普通交付税	231,636,025	211,904,955	253,162,772
臨時財政対策債発行可能額	46,073,336	67,378,783	176,556,383
合 計	1,147,566,348	1,118,595,845	1,144,727,928

標準税収入額等: 地方譲与税等+標準財政収入額(基準財政収入額に算入された税収入額を算入率75/100で割り返したもの)

2 資金不足比率について

(単位:千円)

会 計 名		令和5年度		令和4年度		差 引		
		資金不足 ・剰余額	事業の規模	資金不足 ・剰余額	事業の規模	資金不足 ・剰余額	事業の規模	
地方 適用 企業 法	事 業 地 造 成	上水道事業会計	34,534,540	62,938,168	24,341,096	62,469,026	10,193,444	469,142
		工業用水道事業会計	37,015,647	11,134,918	35,731,868	10,509,094	1,283,779	625,824
		病院事業会計	2,411,038	41,803,052	3,865,940	39,472,800	△ 1,454,902	2,330,252
		流域下水道事業会計	6,144,120	21,005,068	5,395,250	19,725,683	748,870	1,279,385
事 業 地 造 成	造成土地管理事業会計	106,369,732	649,031,993	96,224,181	621,167,928	10,145,551	27,864,065	
地 方 非 適 用 企 業 法	事 業 地 造 成	港湾整備事業	2,543,571	870,298	2,630,476	851,751	△ 86,905	18,547
		工業団地整備事業	5,620,148	5,672,958	5,599,332	5,889,332	20,816	△ 216,374
		土地区画整理事業	0	36,351,800	0	39,222,694	0	△ 2,870,894

参 考

1 健全化判断比率の算定式

(1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

これは、一般会計等の赤字の程度を示す指標です。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額

(2) 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率。

これは、公営企業会計を含む県の全会計を対象とした県全体の赤字の程度を示す指標です。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模を基本とした額に対する比率。

これは、一般会計等が負担する公債費だけでなく、公営企業債の償還金への繰出金も含めた実質的な公債費等がどの程度の財政負担となっているかを示す指標です。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{(3か年平均) 標準財政規模 - 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

(4) 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。

これは、将来の財政を圧迫する程度を示す指標です。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 県が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる県からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
 - へ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第 241 条の基金

2 資金不足比率の算定式

(1) 資金不足比率

公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・ 資金の不足額：
 - 資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額
 - 資金の不足額（法非適用企業）＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額
- ※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額
- ※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。
- ・ 事業の規模：
 - 事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額
 - 事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額
- ※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、資本に相当する額及び負債に相当する額の合計額

